

スマホ 口座開設サービス利用規定

本利用規定（以下「本規定」といいます）は、個人のお客さま向けサービス「スマホ 口座開設サービス」（以下「本サービス」といいます）の利用条件等を定めるものです。本規定に定めがない事項に関しては、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さまご自身の責任において利用ください。

第1条 本サービスの内容および利用

1. 本サービスは、お客さまのスマートフォンからスマホ 口座開設サービスへアクセスし、画面の説明に従って当行所定のお客さま情報、お客さまの容貌および本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により、普通預金口座（総合口座）の開設およびキャッシュカードの申込みが利用できるサービスです。
2. 本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たしかつ当行が適当と認めたお客さまで、当行の営業区域内に居住又は勤務（営業）先がある日本国籍の個人のお客さまに限りします。
3. 本サービスを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られます。利用環境については当行ホームページで確認してください。
4. 本サービスの利用には別途通信料がかかり、お客さまの負担となります。
5. お客さまは、本サービスを日本国内に限って利用するものとし、日本国の諸法令・規制を遵守するものとします。

第2条 本サービスの内容変更など

当行は、本サービスの内容を変更、中止または廃止する場合があります。この場合、当行は変更日および変更内容等を当行ホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

第3条 個人情報の取扱い

本サービスを利用した手続きにおいて、当行が取得したお客さまの個人情報（お客さまの容貌および本人確認書類の写真画像を含みます）については、当行の「個人情報の取扱いについて」に定める利用目的のために利用するものとします。

第4条 第三者の権利侵害

1. お客さまが本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに帰すべき事由により第三者から受けた苦情、請求等については、お客さまご自身の責任と費用にて解決するものとします。
2. お客さまが本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまはこれを賠償する責めを負うものとします。

第5条 免責事項

1. 本サービスの利用に関して、作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被

る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

2. 前項のほか、以下の事由により本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由が生じた場合
- (2) 当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当と認める安全対策を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合
- (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合

第6条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第7条 準拠法および管轄裁判所

1. 本規定の準拠法は日本法とします。

2. 本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2023年1月現在)

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

スマホ 口座開設サービスにより開設する口座に係る特約

第1条 特約の適用範囲等

1. 本特約は、「スマホ 口座開設サービス」（以下、「本サービス」といいます）により開設する普通預金口座（総合口座）（以下、「本口座」といいます）に適用される事項を定めるものです。
2. 本特約は、「総合口座取引規定」および「普通預金規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取扱われるものとします。
3. 本特約に定めがない事項に関しては、「総合口座取引規定」「普通預金規定」「名古屋銀行キャッシュカード規定」「名古屋銀行 IC キャッシュカード特約」「名古屋銀行デビットカード取引規定」「通帳レス口座「スマート通帳」特約」等（以下、総称して「各種預金規定等」といいます）が適用されるものとします。
4. 各種預金規定等と本特約とで相違が生じる場合には、各種預金規定等の定めに関わらず、本特約が優先して適用されるものとします。
5. 本特約において使用される用語は、本特約において定義されるもの以外は各種預金規定等に従うものとします。

第2条 預金契約の成立（取引の開始）

1. 本口座は、当行が所定の開設手続きを完了した時点で、当行とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。ただし、当行への届出内容に疑義があると当行が判断した場合は、口座開設を行いません。
2. お客さまへ郵送により送付したキャッシュカード等の取引関係書類が当行に返送された場合、当行からお客さまへの連絡が相当期間とれない場合、口座開設後に入金相当期間されない場合、その他当行が必要と認めた場合は、当行はお客さまに通知することなく、お取引の全部または一部の停止もしくは口座を解約できるものとします。
3. 本口座は総合口座とし、IC キャッシュカードを発行します。

第3条 印章の取扱い

本口座については、印章の届出は任意とします。ただし、当行本支店窓口でのお取引など届出印が必要な取引を行う場合は、印章の届出が必要となりますので、口座開設後に別途、当行所定の方法により届出してください。当行が印章の届出を受付する際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。印章の届出が完了するまでは、通帳・証書類の発行または印章の押印を要する取引、その他当行所定の取引はできません。

第4条 通帳の取扱い

本口座については、スマート通帳とします。スマート通帳は、紙通帳および定期的なお取引明細は発行しません。当行が別途提供する「名古屋銀行アプリ」、個人向けインターネットバンキング「bankstage」等の電子的方法を利用して、お客さまご自身の操作により入出金明細の確認を行うこととします。なお、スマート通帳から紙通帳への切替えは、当行所定の手続きにより受け付けます。

第5条 本口座のご利用における注意事項

1. 普通預金のお取引は、当行および当行と提携している金融機関等のATMまたは個人向けインターネットバンキング「bankstage」をご利用いただき、原則として当行本支店窓口でのお取引はできません。
2. 定期預金のお取引は、個人向けインターネットバンキング「bankstage」をご利用いただき、原則として当行本支店窓口でのお取引はできません。また、ATMでのお取引はできません。
3. 本口座は、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。
4. 普通預金のキャッシュカードについて、代理人カードは発行いたしません。

第6条 解約

1. 本口座の解約は、当行所定の手続により受け付けます。
2. 前項の場合、当行所定の方法により本人確認等を行います。なお、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで口座の解約を行いません。
3. 当行所定の手続により、本口座について印章の届出またはスマート通帳から紙通帳へ切替えが完了した場合には、本特約は解約となります。

第7条 免責事項

本特約および特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第8条 本特約の変更

1. 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2023年1月現在)

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772